

消防法の命令違反概要・罰則規定一覧

命令条文	命令の主体	命令要件	名宛人	罰則内容
第 11 条の 5 第 1 項 危険物の貯蔵・取扱基 準遵守命令（移動タン ク貯蔵所以外）	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所にお いてする危険物の貯蔵又は 取扱いが第 10 条第 3 項で定 める技術上の基準に違反して いると認めるとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所 有者、管理者又 は占有者	直接の罰則規定なし（第 12 条の 2 第 3 項による 使用停止命令の対象）
第 11 条の 5 第 2 項 危険物の貯蔵・取扱基 準遵守命令（移動タン ク貯蔵所に限る。）	市町村長	管轄する区域にある移動タン ク貯蔵所について、危険物の 貯蔵又は取扱いが第 10 条第 3 項で定める技術上の基準に 違反していると認めるとき	移動タンク貯蔵 所の所有者、管 理者又は占有者	直接の罰則規定なし（第 12 条の 2 第 3 項による 使用停止命令の対象）
第 12 条第 2 項 製造所等の位置、構造 及び 設備の基準適合命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の 位置、構造及び設備が第 10 条第 4 項で定める技術上の基 準に違反していると認めるとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所 有者、管理者又 は占有者で権原 を有する者	直接の罰則規定なし（第 12 条の 2 第 1 項第 3 号 による許可の取り消し、 又は使用停止命令の対 象）
第 12 条の 2 第 1 項 製造所等の許可の 取り消し、 又は 使用停止命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の 所有者、管理者又は占有者が 次の各号に該当するとき ①第 11 条第 1 項後段の規定 による許可を受けず、位置、 構造又は設備を変更したとき ②第 11 条第 5 項の規定に違 反して使用したとき ③第 12 条第 2 項の規定によ る命令に違反したとき ④第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所 有者、管理者又 は占有者	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金（第 42 条第 1 項第 4 号） 拘禁刑及び罰金の併科 （第 42 条第 2 項） 両罰：本条の罰金（第 45 条第 3 号）
第 12 条の 2 第 2 項 製造所等の 使用停止命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の 所有者、管理者又は占有者が 次の各号に該当するとき ①第 11 条の 5 第 1 項又は第 2 項 の規定による命令に違反したとき ②第 12 条の 7 第 1 項の規定 に違反したとき ③第 13 条第 1 項の規定に違 反したとき ④第 13 条の 24 第 1 項の規 定による命令に違反したとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所 有者、管理者又 は占有者	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金（第 42 条第 1 項第 4 号） 拘禁刑及び罰金の併科 （第 42 条第 2 項） 両罰：本条の罰金（第 45 条第 3 号）
第 12 条の 3 第 1 項 製造所等の 緊急使用停止命令	市町村長等	公共の安全の維持又は災害の 発生防止のため緊急の必要が あると認めるとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所 有者、管理者又 は占有者	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金（第 42 条第 1 項第 5 号） 拘禁刑及び罰金の併科 （第 42 条第 2 項） 両罰：本条の罰金（第 45 条第 3 号）
第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状の 返納命令	都道府県知事	危険物取扱者がこの法律又は この法律に基づく命令の規定 に違反しているとき	危険物取扱者	30 万円以下の罰金又は 拘留（第 44 条第 9 号）

命令条文	命令の主体	命令要件	名宛人	罰則内容
第13条の24第1項 危険物保安統括管理者 又は 危険物保安監督者の 解任命令	市町村長等	危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令(消防法の委任に基づく政令等下位法令をいう。)の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	直接の罰則規定なし(第12条の2第2項第4号による使用停止命令の対象)
第14条の2第3項 予防規程変更命令	市町村長等	火災の予防のため必要があるとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(第42条第1項第8号) 拘禁刑及び罰金の併科(第42条第2項) 両罰:本条の罰金(第45条第3号)
第16条の3第3項・ 第4項 危険物施設についての 応急措置命令	市町村長等・ 市町村長	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第16条の3第1項の応急の措置を講じていないと認めるとき	製造所、貯蔵所 又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(第42条第1項第9号) 拘禁刑及び罰金の併科(第42条第2項) 両罰:本条の罰金(第45条第3号)
第16条の5第1項 資料提出命令、報告徴収命令等	市町村長等	火災の予防のため必要があるとき	貯蔵所等の所有者、管理者又は占有者	30万円以下の罰金又は拘留(第44条第2号)
第16条の6 無許可貯蔵等の危険物 に対する措置命令	市町村長等	指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のため必要があるとき	無許可で危険物を貯蔵し、又は取り扱った者(当該行為をさせた者等を含む。)	第16条の6第2項に基づき代執行へ移行



(一財)日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

お問い合わせ先